

第63回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

日 時 令和4年10月3日(木) 15時00分～16時20分

場 所 生駒市役所 4階 401・402会議室

【出席者(敬称略)】

〔委 員〕 山口宣恭、米倉弘幸、伊藤征史郎、後藤由美子

(リモートによる参加) 吉川正史、村岡悠子

〔事務局〕 総務課長：飯島武暢、同課課長補佐：酒見昭廣、同課主任：真銅美雪、

同課主任：塚美代子、デジタル推進課長：森康通

【議 題】

- 1 【諮問案件】 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例整備の在り方について(総務課)

【審 議 事 項】

- 1 【諮問案件】 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例整備の在り方について(総務課)

前回の審議会から引き続き諮問案件に係る「行政機関等匿名加工情報の手数料について」と、質問に対する回答が保留となっていた過去の答申件数の内訳及び審議会への報告案件について、総務課から説明があった。

○ 概要

(行政機関等匿名加工情報の手数料について)

- ・ 個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)では、個人情報を活用する観点から、事業者等から匿名加工した個人情報を活用する提案を募集し、提案があった場合に特定の個人を識別することができないよう、かつ、復元できないように加工して提供を行うもので、この加工費用を提案者が手数料として納付することになっており、提案募集を実施する場合は手数料を設定する必要がある。
- ・ この提案募集については、都道府県及び政令指定都市を除くその他の市町村は、経過措置として、規模の小さな市町村では、ノウハウの不足や人員体制が課題で実施が困難であるため、当分の間は実施が任意となっている。
- ・ 実施についての検討を行ったが、ノウハウが不足しており、適切な加工を行う体制整備が課題であると考えられるため、実施しないこととし、手数料についても規定しないこととする。

○ 質疑

- Q 資料から小規模の団体ではノウハウの蓄積がなく、人員体制整備など対応が困難とありますが、生駒市もこちらに当たるといことで、当面は提案募集はしない、従って、手数料についても規定しないと理解してよろしいでしょうか。

A そのとおりです。

Q 匿名加工情報の規定に関しては、法律の規定はあるが、特に条例で個別につくるわけではないということですね。

A そういう認識です。

Q 例えば、他の自治体と共同で行うとか、そういうような方向性があるのでしょうか。

A 将来的にはわかりませんが、現時点ではそういう動きはないものと認識しております。

前回の審議会で質問があった事項の回答について

(過去の答申件数の内訳について)

- ・ 制度開始から現時点までの総件数63件のうち、制度運用に係るものが5件、個人情報の本人外収集が4件、外部提供が14件、電子計算機のオンライン結合が44件で、このうち、本人外収集、外部提供、オンライン結合については、諮問事項にはならなくなる。
- ・ 制度運用の5件の内訳は、条例改正案件3件と包括的諮問事項に係るものが2件となっている。(包括的諮問事項とは、本人外収集や外部提供、オンライン結合ができる場合の基準について、あらかじめ、包括的に審議会に諮問し、答申をされているもの。)

(審議会への報告案件がこれまでとどおり報告されるかについて)

- ・ 報告案件は2種類あり、オンライン結合の包括的諮問事項に当てはまるものについて、オンライン結合を行った場合に審議会に報告することとされているものと、諮問をして答申を受けた個別案件について、諮問を行った時から軽微な変更等があった場合に報告しているもので、今後はこのような諮問・答申事項がないことから、4月1日以降、審議会への報告案件はなくなることになる。

○ 質疑

Q 63件の答申はすべて個人情報に関するものでしょうか。それとも情報公開も含まれるのでしょうか。

A 条例改正につきましては、情報公開条例の改正も含まれております。

Q 今後、本人外収集、外部提供、電子結合については、諮問事項でなくなるということで制度運用に係る諮問のみになってくると、だいぶ減るわけですね。

A そのとおりです。

Q 報告案件については、本人外収集、外部提供、電子結合に係る諮問があつて、それに対する答申があり、その後それに関連しての報告事項ということで審議会に報告されていたが、今後はそれらもなくなるということですね。

A そのとおりです。

Q 法では、本人外収集、外部提供、電子結合について、諮問を経ない取扱いになると思いますが、個人情報について従前と違う取扱いをすることに関して、例えば住民から何らかの懸念等が示されたときはどこが判断するのでしょうか。

A 法に基づく判断となりますので、法の規定に基づいてこういう形で判断しましたと市の方が説明することになると考えております。

- Q 個人情報保護委員会に説明内容を確認されることはありますか。
- A 場合によっては、確認することも考えております。
- Q 個人情報保護委員会がなかなか回答を返していただけない場合はどうされるのでしょうか。
- A 個人情報保護委員会に関しては、解釈運用の一元化というところがありますので、こちらから返事を早くいただけるよう催促するしかないと思っております。
- Q 審議会への諮問に関して、どのような場合が「特に必要がある場合」にあたるのかということ、この一年半いろいろな形で個人情報保護委員会に連絡し、それに対して1件だけしか回答がされなかった。そのようなところに本当に委ねられるのか不安ですが、市は不安には思っておられないのでしょうか。
- A 個人情報保護委員会の運営については、こちらでは把握できないところがありますので、申し上げようのないところがありますが、早く回答をいただけるようお願いするしかないと思われれます。
- Q 「特に必要である場合」には、首長の判断で審議会に確認する形になっていましたが、個人情報保護委員会から説明内容の回答がない場合に審議会に確認するというようなことはないのでしょうか。
- A 法解釈に関しては、審議会に判断を委ねることは認められていないと示されておりますので、判断が迷うような案件が出てまいりましたら、個人情報保護委員会に確認することになると考えております。
- Q 審議会への報告案件はなくなるとのことでしたが、大学の先生や弁護士以外の一般の方も入っておられる審議会の委員構成は、住民自治の観点からすれば意義があるものと思いますが、報告案件がなくなることはそれでも良いとお考えでしょうか。
- A 報告案件につきましては、どのように対応するか考えているところで、個人情報保護委員会の見解でも、定期的に審議会に報告することを否定されていませんが、審議会でも報告を受けた時、最近のオンライン結合については件数が増えていく中で、年1回の報告をさせていただく場合、リスト等の一覧を提示させていただくことになるかと考えております。そうであれば、審議会への報告というより、広く市民に見ていただけるように運用状況の公表等で対応するのが、より適切ではないかと考えております。
- Q 理念的なものや行政の姿勢であるとかを条例として示すことは、個人情報保護委員会の見解でも禁止されていなかったと思いますが、何か規定なり、あるいは運用上の工夫とかを考えておられますか。
- A 理念的、個人情報の取扱いに関して、条例規定というより、何か内規か別の枠組みで検討していきたいと考えております。
- Q 検討いただいた内容は、この審議会等にフィードバックされることはありますか。あるとすれば時期はいつ頃になるのでしょうか。
- A そういったものを定めることになる場合、時期は未定ですが、令和5年4月1日が基準になりますので、それまでに定めることが適切であると考えております。方向性としてどうなるかはわかりませんが、死者に関する情報について、審議会の方にお示しすることを説明しており

ますので、それと合わせてになるかとは思いますが。

Q 例えば、普通の団体や会社等でプライバシーポリシーのようなものがあると思いますが、市に関しては、そのようなものを条例とは別に立てるとか、既にあるかもしれませんが、それに関して何か作成されるとか、意図とか、計画とかはありますか。

A 同種のものかどうかはわかりませんが、情報の取扱いに関しての指針、情報システム系のセキュリティポリシーというものを生駒市として持っております。前回の審議会でご説明させていただいた安全管理措置の中で一定の基準や体制等を作っていく必要があるため、そこで一定の方向性をお示しできるのではないかと考えております。

Q その内容というのは、審議会の諮問事項となるのでしょうか。

A 安全管理措置のような内部規定については、諮問は可能と考えております。

Q プライバシーポリシーとは、行政として皆さんからお預かりした個人情報をおどのように守りますとか、このような現場で利活用しますとか、そういったようなことをある程度出されて、それぞれ具体的な内容、例えば、何か市に対して諮問とかある場合には、こういう形で対応しますというようなものと思っているのですが。

A そういう形になるのであれば、それを明文化するかどうかは現地点では定かではありません。国が法律の厳正かつ適正な運用を求めており、それを確実に徹底していきますということは申し上げることはできます。

(これまでの審議を踏まえて質問や意見等について)

Q 3点ほど個人情報の取扱いについて質問があります。1つは要援護者避難支援事業で、災害時にお一人で避難できない方、お年寄りの方や不自由な方のお手伝いをするために、その方に対する援護者を団体から充てる。この方々の個人情報を記載した登録名簿があり、これは市とも共有している情報です。もう1つは、自治会の中での各自治会員の方の名簿があります。3つ目は民生委員が年1回、お一人暮らしの方の高齢者調査票を作成して、その方の情報を記載した調査票があります。これは、お一人暮らしの方が倒れられた時のために、救助活動として必要な情報です。これらの市民・住民が持つプライバシーのような個人情報について、今後、どのように考えていけばよいのかを教えてくださいませんか。

A まず、災害時の要援護者避難支援の方ですが、基本的には個別法のもとで、情報を得て持たれているということは、その運用が認められていると考えられます。そこについては、現状、その個別法が変わるという認識はないので、特段、従来と変わることはないと思われま。当然のことながら、援助が必要な方の情報は個人情報になりますので、敢えて外に出さないというのは、従来の運用が変わるという認識はありません。民生委員の方につきましても、民政委員の個別法で何らかの規定がされているものと思っておりますので、その個別法による中で、適切に運営していただくこととなります。法が改正になりますが、基本的に個人情報を守るという観点がなくなった訳ではないと認識しておりますので、そこは従来と変わらず、適切に管理運用をしていただくことになるかと思っております。

Q 自治会が各会員のデータを持っているということはどうなりますか。

A 審議会でご説明してきたものは、公的部門である行政機関での個人情報を持つ持ち方であると

か、どういう扱いをするのかということをお話させていただきましたが、自治会そのものの運営に関しては、民間部門の運用になるかと思われます。従来からの個人情報保護条例においても、実施機関、実施する側として自治会は規定されておらず、民間部門となりますので、そちらの方で運用していただくことになるかと思えます。自治会の方で、自治会員の情報を持たれているのは、本人同意の基に持たれているという認識です。本人の同意なく、勝手に第三者に渡すことは適切ではないと考えていますので、基本的に従来と変わらない形になるかと思えます。

Q 自治会に関しては、行政機関に関する個人情報の規律ではなくて、民間の規律になりますということですが、この3つの情報は、現場では大変重要な内容のものだと思います。それ自体は市がその情報の提供を受けるとか、あるいは提供するとかで市が要になっている場合は、行政機関の個人情報保護の方の適用を受けるということでしょうか。

A そういう認識です。市として、必要に応じてその情報を出すことになれば、法令に基づく場合とか、一定制限がかかっていますので、個別法の規定の範囲の中で、必要な情報を提供することになると思います。

Q 自治会が取得する場合は確かにそうですが、第三者に提供する時にそれ自体に法律の定めがあればいいのですが、法第69条で相当の理由があるとき、特別の理由があるときというのを判断する場合に、例えばA自治会ではこうだ、B自治会ではこうだというような内容をどのように一本化したらいいでしょうか。市としてはこれを相当な理由だと考えますというようなことを審議会にかけるとはあるのでしょうか。

A 法律は、各自自治体で解釈権があるという前提はありますが、法が来年4月から全国一律で統一化されますので、例えば本市はこう判断したけれど、他市はこう判断したとか、本来は違わないはずが、審議会に諮って生駒市はこうだ、他市の審議会に諮ったらまた違う見解が出るのが、それはそれで正しいという理屈なのか、我々としては、本来は同じような回答になる方が望ましいのではないかと考えています。それを判断する術として、個人情報保護委員会の方に確認することになると思っています。また、現在、はっきりと判断できる材料がないのですが、4月以降、法を運用していく中で、その都度、解釈をしていくものと思っています。

Q 例えば万が一このような情報・資料が、もし過失で漏えいした場合、それに対する市の対応の仕方・マニュアルというものはあるのでしょうか。

A 例えば市が持っている情報が漏えいしたという訳ではなくて、市民の方で持たれている情報が漏えいしたというところであれば、基本的に民間の方が漏えいした件については、市の方として特段マニュアルはないというふうに考えています。民間の方が持たれている、事業者または個人の方が持たれている情報を本人の意に沿わずに漏えいさせてしまったということになれば、恐らくそれは法の民間部門の規律の中で一定対処されるものではないかと認識しております。法律等の規定に基づいて行っている事務というのは、一定行政も関わってきますが、法は公的部門と民間部門と2本立てになっています。完全に自治会で行っているものは、民間部門に入り行政とは別の範疇となってくるので、そちらの方の法に基づいて解釈とか運用していかなければならないというような法律のつくりになっています。

Q 民間とか企業ではなくて、市と一緒に情報を共有している情報が万が一漏えいした場合には、どのような対応になるのでしょうか。

A 現状、確実にお答えできるものがなくて申し訳ないのですが、個別具体に見ていく必要があります。市の事務、市の業務の一環として把握されている情報ということであれば、行政機関等の取扱いとなり、市として漏えい等の対応について、一定関わってくる可能性はあるのではないかと思います。

Q 防災の関係や一人住まい等の情報は、プライベートの部分になりますので、個人情報ということで国の改正ですけど、生駒市に住んでいる者にとっては、生駒市独自というのが大事ではないかと、またそれが漏れてしまうというのは、本当に大変なことなので、その部分をきちんとしていただいた方が安心だと感じます。

A 従来から個人情報については、保護という観点から重要に考えております。災害対応等で民生委員さんとか情報等持たれている場合、市の事務として関係してきているかと思っておりますので、その点につきましては、個人情報保護法の規律になったとしても、必ず個人情報をきちんとしていくという観点については、従来と変わりがないと思っておりますし、適正な管理運営を徹底していきたいと思っております。

Q 例えば個人情報について、開示の請求があった場合に、総務課や担当課等で判断できなかった場合、個人情報保護委員会に確認するのですか。そのあたりの流れを教えてください。

A 個人情報に関する開示請求というのは、自己情報、自分の情報を開示してくださいという手続きになります。自己情報なのでご自身の情報は基本出せますが、その中でそれ以外、第三者の情報であるとか一定類型化した不開示になるものは、法の方で示されています。それに該当するか否か、開示、不開示の判断につきましては、市の方で判断させていただくものと考えています。

Q 担当課で判断するのですか。

A そうです。総務課は、総合受付を行っており、それぞれの行政文書等を持っている担当課の方で、その申請を見て開示の内容を決めることとなります。不開示事項が入っている場合は、部長決裁となります。

Q どうしても解決できないような問題があれば、個人情報保護委員会の方に相談するのですか。

A 今まではあまりそういうことは無かったのですが、今後は、死者の情報が今までの条例と法では規定が異なりますので、この法の基で扱える生存者の情報になるのか、法の枠外になるのかという判断は、現時点では個人情報保護委員会の方に聞いても判断はついていないのですが、そういう部分で悩むものについては、確認するかもしれません。自己情報の開示ですので、第三者の情報は不開示になりますが、それ以外のものは、基本的には全部開示することになります。情報公開ほど悩む場面はどちらかというとな少ないのですが、可能性としてはあるかもしれないです。

Q 個人情報保護委員会には民間の人が入っておられるのでしょうか。

A 個人情報保護委員会は行政の機関になりますので、民間の方がいるのかどうかは把握していません。個人情報保護委員会が民間部門も所管していますので、可能性はあるかもしれません。

審議会が出た意見について

- ・ 法第5条は、区域の特性に応じて地方自治体に責務を個人情報の責務を負ってくださいというような形で決められています。例えば生駒と奈良と吉野とは全然違っていいところもあると思います。平地だらけのところでは水害しかないところと、山がちであるところや、医療機関のバックアップが見込めるところと見込めないところと、生駒はたくさん大きな医療機関がありますので、どちらかという見込めるのかなと思いますが、そういう地域の特性で別に横並びでなくてもいいのではないかと思います。そういう区域の特性に関しては、自治体の首長が積極的に独自の判断をされてもいいと思うところで、個人情報保護委員会に確認しても無理なこともありますので、その自治体の運用として、行政の首長が責任を持ってやりますみたいな一言が欲しいというふうに思います。
- ・ 今回、国がこうするから市もこうするというのも大事だと思いますが、生駒市独自というものが、他と地域環境、人間関係も全然違うので、この生駒市としてという形が大事ではないかと思います。一人住まいであるとか防災関係に係る情報、自治会の方に提出している情報などプライベートの部分の情報が漏れてしまうというのは、本当に大変なことだと思うので、取扱いをきちんとしていただいた方が安心だと感じます。
- ・ 民生委員は市からいろいろな個人情報をいただきますが、民生委員法で守秘義務が課されていますので、その範囲で活動を行います。自治会は全くの任意団体ですので、法的な根拠を持っていません。民生委員の情報を自治会あるいは自治会長、自治会員にどこまで渡せるのか、個人情報を地域の活動に必要な範囲で適切に運用するということが各団体からのガイドラインに書いてあります。従来よりは、適切に運用していこうという動きになってきていますが、今回法の改正もありましたので、これを機会に例えば民生委員から自治会に情報を渡す場合に、自治連合会と市と一緒に是非検討をしていただいて、自治会の中で個人情報をどう扱っていこうかということ、自治連合会のガイドラインの見直しをしていただいて、自治会員にもいろいろな情報を適切に活用できるような体制を作っていただくための広報なり、啓蒙活動を市としてお願いしたいと思います。

(意見表明について)

各委員からの意見表明について、次回10月26日水曜日に設定をさせていただき、委員の任意とするとともに、お一人5分程度でお願いできればと思います。また、表明いただく内容が言葉にできなくても、もし可能であれば、21日の金曜日までに文書等でご提出いただければ、当日配布する資料として、事務局で準備させていただくことを考えています。文書の提出がなかったとしても、その場で意見表明をしていただいても可能です。紙、あるいはEメール等でデータを送っていただいても可能ですので、事務局の方にご提出いただければと思います。

○ 質疑

Q：確認ですが、今回の諮問が法律改正に伴う条例整備の在り方についての諮問なので、それについての意見ということでしょうか。

A：ご意見につきましては、答申の構成にも関わりますが、独自措置として今回ご検討いただき

ました事項に対するご意見という形でも結構ですし、今まで皆さんからご意見をいただきましたので、答申そのものよりも、こういう意見がありましたという形ができないかと考えておりますので、その意見の内容としては、どのような形でお伝えいただいても構いませんので、答申事項そのものに係るご意見とそれ以外のご意見と2種類に分かれるのではないかと考えております。

Q：この諮問事項にかかわらず、個人情報保護制度全般についての意見も可ということでしょうか。

A：あり方としては、諮問、答申ですので、条例整備に限ったものでお願いするのがポイントありますが、いろいろご意見いただきましたように個人情報保護制度は、広範になりますし、そういったお声を頂戴したということで、参考までにご意見も添付という形にさせていただけるのではないかと考えております。

(答申案の作成について)

答申案の構成は、審議事項として独自措置について検討いただいた条例規定の内容を答申するという形になります。意見表明が10月26日に実施されるため、審議事項以外で出されましたご意見について、各委員から出された参考意見とする形を考えています。答申案の内容をご確認いただきましたら、10月26日で答申案を決定いただきたいと思いますので、本日までの審議を踏まえた答申素案を作成して事前配布させていただくとともに、事前に答申案に対するご意見を提出いただける形で検討しております。

なお、10月26日の意見表明の場で初めて出てくる意見もありますので、その分については、参考意見という形で、別枠で列記するような形を考えております。

○ 質疑

Q：答申案自体は今回までご審議いただいた内容を取りまとめていただく形になるのでしょうか。

A：答申案については、独自措置の事項に関して、今回の見ていただいた内容でまとめさせていただいて、現時点までで出ておりますそれ以外の参考意見もありますので、そういったものを、極力拾い上げるような形で記載をできればと、重複する意見がありましたら、そこは集約して、列記するような形を考えております。

Q：事前に21日までにご意見を文書でいただいたもの、それから26日審議会でご表明いただいたご意見、それらはその答申本体ではなく、参考資料、添付資料といった形で付けていただけるという認識で間違いないでしょうか。

A：はい、そのとおりです。実際、会議録も作成いたしますので、そのあたり周知の公表される事実となりますが、答申そのものではないですが、こういう審議内容でした、こういう意見もありましたということで、付けさせていただくことは可能ではないのかと考えております。

2 閉会